

緊急行為における利益衡量概念に関する研究

寺嶋, 文哉

<https://hdl.handle.net/2324/7182282>

出版情報 : Kyushu University, 2023, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

氏名	寺嶋 文哉			
論文名	緊急行為における利益衡量概念に関する研究			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	井上 宜裕
	副査	九州大学	准教授	富川 雅満
	副査	九州大学	教授	野澤 充

論文審査の結果の要旨

本論文は、緊急避難を素材に、正当化事由における利益衡量の位置づけを明らかにしようとするものである。論文内容の概要は、以下の通りである。

まず、日本の違法性論、とりわけ違法阻却の議論においては、法益衡量説や優越的利益説が一定の地位を占めており、違法性評価において、利益等を衡量するという判断方法が主流であるとされる。その意味では、害の均衡を明文で要求する刑法37条1項本文の緊急避難規定は、衡量に基づく違法性判断が最も忠実に現れたものであり、いふなれば緊急状態における違法阻却の一般規定とも捉えうるとして、緊急避難を検討する意義が明らかにされる。

そのような背景の下、第1部では、衡量判断と緊急避難との関係で生じる疑義について、検討を行う。そこで、利益等の衡量による行為の違法性判断について提起される問題として、より価値の高い利益が保全されたという事実によって、通常は犯罪となる行為がなにゆえ適法という評価を受けることになるのか自明ではないとの指摘がなされ、このことは、無関係な第三者に危難を転嫁するという構造をもつ緊急避難において特に顕在化するとされる。また、危難を転嫁される第三者の保護に配慮して、判例・通説とされる違法阻却一元説が主張する防衛的緊急避難による対抗も、適法行為に対する適法行為による対抗を認めるものであることから、違法の評価に矛盾を生じさせることになる指摘される。

これらの問題を前にして、次になすべきは、違法性評価においてなされている衡量判断が何を明らかにするための作業であるのかを検討することであり、この検討を通じて、衡量判断がどのようになされるべきものかについても、一定の示唆が得られるとしている。

以上の問題意識の下、フランスにおける緊急避難とその周辺領域における議論状況を素材として、緊急避難における利益衡量について検討がなされる。その結果、フランスでは、当該行為が呈する社会的効用に着目して、社会的視点から、当該行為を処罰することに利益が存するか否かが問題とされていること、及び、立法者は何らかの価値を保護して社会の動揺を防止するために犯罪類型を確立しているとするれば、この価値の保護との関係において社会的動揺が生じていないといえる場合には、その行為に対する当該犯罪類型の存在理由が失われているものとみるべきと考えられていることが明らかにされる。

他方で、他の正当化事由、とりわけ、正当防衛との異同も問題となりうる。この点、フランスでは、緊急避難を正当化事由の概念に包摂させるために、正当化概念を拡張して理解するように至ったという経緯があり、既に権利の行使等として承認されていた正当防衛と比較すると、緊急避難については、その基礎づけにおいても、また、民事上の賠償・補償に関する取り扱いについても、相違

がみられる点を示されている。

上記の検討の結果、日本の緊急避難規定の解釈において、衡量判断そのものから行為の適法性を基礎づけるのは困難であり、緊急避難の法的性質としては、原則として可罰性が阻却されるにすぎないと考えるべきとの結論が導かれる。

第2部では、第1部での検討結果を踏まえて、そこでえられた理解が具体的な事例処理を想定したそれぞれの問題状況において、どのように反映されるかを確認する。その際、利益衡量が社会の動揺の不存在を説明するためになされる価値判断である点を顧慮するならば、衡量される利益を選択するに当たり、侵害利益については、各犯罪類型が法益として保護しているものに限定されるという視点が示される。

ここでは、実際上の意義も大きいと考えられる2つの事例群、即ち、当事者の個人的事情を考慮できるかという問題、及び、抽象的な価値をどう見積もるかという問題が取り上げられる。衡量判断においては、具体的な事例処理を考えるに当たり、それぞれの問題状況における特殊性を考慮する必要があるとし、個人的法益を判断の中核としながらも、それらに対する社会的な重みづけが重要な意味を有するとした上で、前者においては、「自律性」を別途考慮すること、及び、法益に対する個人的主観的価値を考慮することの是非について、後者においては、国家的・社会的法益が問題となる、交通事犯や不法入国事例を素材に、抽象的価値の評価について、各個別事案において解決の指針を提示している。

本論文は、19世紀末の文献から現在に至るまで、緊急避難概念の生成過程（学説、判例及び立法過程）について、膨大な文献資料を基に、詳細に分析を行っており、それ自体、資料的価値をもちうるものといえる。法的性質論がその中心を占めていた、従来の緊急避難論の揺り戻しのように、現在では、要件論が重視される傾向が強いが、本論文は、法的性質論を検討した上で、その成果を要件論に反映させようと試みており、ある種のバランス感覚のよさを見て取ることができる。

とはいえ、第2部の具体的な衡量問題への適用場面は、未だ試論の域を出ていないといわざるをえない。公聴会の場でも、「自律性」と社会的価値の関係、社会的法益の評価、社会的法益の個人的法益への還元可能性等、第2部に関する質問が多く見られた。

これらの点は、今後の課題として精査を要する部分であるが、現状において、試論の段階とはいえ、これまでほとんど手つかずの領域に一步を踏み出した意義は評価すべきであろう。それ故、第2部の試論的な展開も、この論文の価値を損なうものではないといえる。

以上の次第で、主査及び副査の全員一致で、博士（法学）の学位を付与するのが相当であるとの結論に達した。

最終試験の結果の要旨及びその担当者

氏名 寺嶋 文哉

最終試験担当者

主査	九州大学教授	井上	宜裕
副査	九州大学准教授	富川	雅満
副査	九州大学教授	野澤	充

最終試験の結果の要旨

令和 6 年 2 月 5 日 10 時から 12 時 40 分頃まで、法学部大会議室において最終試験を実施し、主論文を中心に、これらと関連のある授業科目等について各調査委員から口頭による質問が行われたが、これに対する受験者の回答はいずれも満足すべきものであった。

よって、調査委員合議の上、大学院法学府博士後期課程の最終試験に合格と決定した。